

令和 2 (2020) 年度
第 2 回栃木県公共事業評価委員会

会議結果の概要

栃木県公共事業評価委員会

令和2(2020)年度 第2回栃木県公共事業評価委員会
会議結果概要

1 日 時 令和2(2020)年11月9日(月曜) 13:30~15:55

2 場 所 東館4階 講堂

3 出席者 梅澤 啓子(栃木県女性団体連絡協議会 会長)
大澤 和敏(宇都宮大学 農学部准教授)
小林 博文(栃木県経済同友会理事)
末武 義崇(足利大学 副学長兼工学部長)
藤田 明子(弁護士 栃木県弁護士会)
山岡 暁(宇都宮大学 地域デザイン科学部教授)

[敬称略・50音順]

4 議事案件

(1) 栃木県県土整備部所管事業の事前評価について(報告案件)

ア 河川事業 2件

(2) 栃木県県土整備部所管事業の事前評価について(審議案件)

ア 住宅事業 2件

イ 道路事業 1件

(3) 栃木県県土整備部所管事業の再評価について(審議案件)

ア 道路事業 2件

5 議 事

県土整備部所管事業の事前評価について（報告案件）

ア) 一級河川姿川大谷工区

【栃木県】

河川事業の自己評価書（資料1-1）により説明。

以下、助言、質疑応答等

【委員】

2点ほど質問ということでお尋ねしたいと思います。1点目ですが、現状の流下能力が約70tに対して、元々の計画流量が80t、さらに今回それを100tに増やすという計画だと思えます。元々、多分これは10年確率での計画だと思えますが、この経緯として、80tが何らかの理由によって70tに減ってしまって、70tを80tに戻すということですか。いや違う、ここは100tなんですね。ちょっといろんな数字があるのですが、目標が100tなので、最近いわゆる降雨強度が上がってきているので、統計的に10年確率だと80tではもたないので100tに増やすという考え方でよろしいでしょうか、というのが1点目です。2点目は、パブリック・コメントについては、先ほど募集を進められているというお話があったのですが、これだけ事業が進んでいる中で、ほかの住宅整備や道路については既にパブリック・コメントが結構出ているようですが、時期的には元々そういう計画でコメントの募集をされていたということなんでしょうか。もうちょっと早くやられていてもいいのかなという印象を持ったのですが、その点はいかがでしょう。

【栃木県】

今回の計画区間で、安全に流下させる河川の水として基本高水という言い方をしますが、それは100tで計画しております。100tの水を安全に流下させるために、川を広げたり調節池をつくったり、どういうやり方がいいのかというところを今検討いたしまして100tを計画とするところで、川の中での河道断面の計画として80tの水を流し、さらに足りない20tについては調節池を整備することによって20tをカットして、河道80t、調節池20tカッ

トで 100 t の目標を達成するという考え方でございます。それに対しまして、現在の河道が 70 t しかないので、河道として 80 t を確保しなければならないこととなります。その分 70 t の河道を 80 t に広げることと、調節池 20 t を新たに作ることによって、河道 80 t + 調節池 20 t で、合わせて目標とする 100 t の水を安全に流下させるための計画を立てているというのがまず 1 点目でございます。

2 点目のパブリック・コメントですが、私の説明の「進めている」というのは、手続として今まだ説明しているということで、パブリック・コメント自体は 12 月から 1 月というスケジュールで考えております。当然もっと早くというところもあったのですが、いろいろな調整等がございまして今このタイミングになってしまっているのですが、今回の計画の内容についてきちんと一般の皆様にもいろいろ意見を募りまして、その中で反映すべきだとかというところはきちんと地元の声も聞いた上で事業を進めていきたいと考えております。

【委員】

御説明ありがとうございました。最初の質問に対してですが、最近はどうも降雨強度が高いというか、いわゆるゲリラ豪雨というか、台風もかなり強度が高い状況なので、昔に比べると 10 年確率での洪水が増えてきている可能性が高いと思いますが、そういうこともこれは配慮されているのでしょうか。

【栃木県】

河川につきましては、新たにやるものについて、最近の豪雨が非常に大きいので大きな確率で広げてやるべきではないかという考え方もあるのですが、どうしても上下流のバランスといいますか、下流の方でかなり昔から一定の計画に基づいて断面の改修を進めてきておりまして、当然その計画より大きな断面の改修を上流ですてしまうと下流に負荷がかかるということで、なかなかそこは難しいところが現状としてございます。なので、今回の 1/10 という計画は河川整備計画の中で下流からずっと進めてきたところがございまして、基本的には今回はその考え方に沿った形で、まず一度改修を 1/10 で行うということでございます。

ただ、先ほど説明の中で申しましたように、大きな豪雨に対しまして、姿川

については流域面積が少し狭いということもございまして、令和元年とか平成24年の台風のときの水は多分1/100とか1/150と非常に大きな流量で、それ全てを1/10の確率で対応が難しい面はあるのですが、シミュレーションした結果そこまで大きくは氾濫せずに何とか処理できる見込みで考えております。

【委員】

わかりました。ありがとうございました。

【委員】

説明にありました調節池の概要などを、もう少し詳しい情報がありましたらお知らせください。どのような大きさなのかとか。

【栃木県】

調節池につきましては、詳細設計については当然これからということもございます。もちろんこれを説明する前に、適地がこのあたりで、概ね20tのカットができるだけの大きさ・規模を想定してある程度コスト等は算出しているのですが、具体的なものとなりますと、詳細設計はこれからということになりますので、20tカットができる5~10haぐらいというざっくりとしたところで、現時点で測量と設計のための準備を進めている段階になっています。今決まっている諸元についてはそれぐらいです。

【委員】

用地取得の難易についても大体見当はついていると考えていいでしょうか。合流地点が一番氾濫の危ない箇所なので、このようなところを調節池の候補とするのは適切だと思うのですが、用地の確保などは大丈夫なんでしょうか。

【栃木県】

当然ながら全く当てもなく適当に書いているというわけでもなくて、一番カットする上で有効な場所というところもございまして、地元の方にも測量に入るに当たってはこういったことを考えていますとある程度説明した上で準備を進めておりまして、その中では皆さん、被害を受けている区域ということもございまして、事業に対しては協力的な方が多いとは聞いております。ただ、もちろん用地買収ですのでどうなるかわからないところはありますが、そこはある程度説明しながら準備を進めているところでございます。

イ) 一級河川小藪川 楡木町工区

【栃木県】

河川事業の自己評価書（資料1－2）により説明。

以下、助言、質疑応答等

【委員】

流域面積ですが、小藪川は姿川に比べて全体の流域面積が相当小さい。これで見ると1/10ぐらいでしょうか。対象としている河川の区間の流域面積はこれとは違うと思いますが、極端に流域面積が違いますけれども、計画流量はむしろ小藪川の方がかなり多いわけです。これは何か理由があるのでしょうか。

【栃木県】

もちろん単純に計算の結果ということにはなるのですが、小藪川については中流域で、姿川が一番上流域ということで、当然下流になるにしたがって流量は大きくなっていきます。当然姿川につきましても、今回の計画区間については先ほど御説明した100tを計画規模としているのですが、下流の方に行きますともっと大きな流量になりまして、計画流量については入ってくる流域と降らせる雨に基づいて計算の結果算出されるということで、その計算方法に両河川の違いは特にございませぬ。結果として、ということになると思います。

姿川が一番の上流端で砂防事業もやっているところの近くで、かなり上の方だということでの違いが出てきているということだと思います。

【委員】

補足資料を見ますと、姿川が一番下流の方でも120tがいわゆる計画流量で、小藪川が125tですから、余り差がないと思うのですが、流域面積自体は9倍ぐらいあるというのは、何かこれは理由があると思うのですが。ここは9倍雨が降っているということはないですね。

【栃木県】

姿川も思川に合流するのですが、思川に合流する直前では概ね500tぐらいと流域が大きくなります。この図面は、下の思川の方まで行くと34.5kmでな

かなか表示し切れないところがあるので、上流部分だけの図面の表示になっています。ずっと左の方に34km分下流の方まで長い。手元の「位置図」の左上に小さく出ていて恐縮ですが、延長は34.5kmあって、一番下のところになると計画流量としては500t近い計画になっております。ちょっとそこがわかりにくくて申しわけないのですが、姿川については、もっと流域が広いところは大きな計画流量になるということでございます。

【委員】

わかりました。ありがとうございます。

【委員】

1つ質問させていただきます。事業内容に含まれている多自然川づくりというのはどのように計画されているのか、わかる範囲でいいので教えてください。

【栃木県】

多自然という一括りの表現では非常にわかりにくいのですが、例えば瀬とか淵をつくる、深くしたり浅くしたりするところがあったりとか、変化をつけることによって、生きている植物や魚類、昆虫など生物の多様性という言い方をしておりますが、そういうものを確保しながら、もちろん景観などにも配慮しながら、多自然川づくりの基本的な考え方は統一した見解がございますのでそういった方針に従って、自然に配慮しながら。ただ、最近だと多自然よりも治水の方の効果を求める声が非常に大きいという事実はございますが、もちろんそこはメリハリをつけて、必要な計画流量についてはきちんと流下させることを大前提に、細かいところで自然にきちんと配慮しながら事業については進めていきたいと考えております。

【委員】

治水断面を確保した上で、瀬や淵などの創出もできるだけやっていくという理解でよろしいですね。わかりました。ありがとうございます。

【委員】

2点教えてください。1つは、河川事業のポリシーというか基本方針として、下流側からやっていくのか、場合によってはいろいろな事情があって下流・上流をやって中間みたいな形なのか。姿川の話を見ると、下流側から主にやって

って、上流側は砂防なので最後に上流の事業をなされているという話なのですが、今回はそのポリシーが逆というか、下流からやっているのですが、上流の方は上流の方で手を打ち今回の事業区間があるということです。この順序性について、ポリシー的なものか方針がもしあれば教えていただきたい。まずそこからお願いします。

【栃木県】

河川事業の順序につきましては、大原則は当然下流から順次行っていくということでございます。先ほど申しましたように、上流で川を広げて下流と流量が逆転することによって下流があふれるというのは、例え上流が街中で下流は人が少ないからそれでもいいのかという考え方はなくて、基本的には公平性というのが河川事業の中での大原則という歴史的な背景があるのだと思います。

小藪川につきましても、途中で暫定の区間が終わった後に、再度また完成の110 tに戻って整備していくという原則的な考え方もあるのですが、そのさらに上流につきましては、流量としては下流の暫定とはいえ80 tの流量を確保した上で、上流については74 tの計画ということで、あとは上流の方も鹿沼の市街地ということで、確かに原則的には下から計画的な流量で全部進めていくのが一番いいのですが、今回の小藪川については上流の市街地部に河川が狭い部分があったので、最低、流量としては逆転していない形を確認した上で、上流に向かって整備してきたというのが当時の判断としてあったと思われま

【委員】

わかりました。ありがとうございます。

もう1点だけ。先ほどから10年に1度とはいえ災害が激甚化しているというも踏まえて、この赤い区間は元々80だったのですが今回110と変更されていて、上流側も当然、元々の計画値から最近の雨量を考慮すると河川の計画としてもっとアップしなければだめなような気もするのですが。上流側の整備区間6.2kmの方ですね。だけど、そこの流量を踏まえて110と設定されているのか。この赤い区間はどういう条件で110に設定されているのか。その点について教えてください。

【栃木県】

今御指摘の点は確かにございます。ただ、基本的には計画当初に定めた流量について特に変更はしてございません。なので、確かに今降った雨に対してもうちよっと大きくなるのではないかとというところは、まず1度計画通しで下流から出来上がった時点で、再改修というか見直すべきものがあれば見直すところはあると思いますが、今回の計画につきましては、まずは当初の10年確率で設定した流量で整備を進めていきたいと考えております。

【委員】

わかりました。ありがとうございます。

【委員長】

そのほかいかがでしょうか。

私も1点教えていただきたいのですが、事業予定期間のところは、小藪川については測量・詳細設計は令和3年度となっていて、先ほどの姿川については令和3～7年度と結構長く設定されているのですが、予定期間の上の事業内容の主要工種の数字を見ると、築堤とか掘削とか護岸工の数字は小藪川の方は結構大きくて、橋梁の数がちょっと少ないということです。これだけ測量・詳細設計にかかる時間に開きがあるというのはどういうことなのでしょうか。

【栃木県】

先ほど御説明いたしましたように、小藪川については1度暫定改修を圃場整備の中で土地改良事業者がやるときに、将来的に必要な幅についてはある程度確保した上で、その幅の中で2割という形で勾配を緩めて進めてきているというところがございます。ただ、全てではなく、一部だけまだ若干用地や測量が必要なところが当然ありますので、その部分がすごく小藪川については先行してできているということでございます。

姿川については新規で用地買収等を進めていきますので、工種の数量に応じて小藪川の事業期間が短いのは、ある程度暫定のときに事業を進めていたからという経緯がございます。

県土整備部所管事業の事前評価について（審議案件）

ア) 県営若草住宅

【栃木県】

住宅事業の自己評価書（資料2-1）により説明。

以下、質疑応答等

【委員】

ここに移転補償費というのがあるのですが、これはどういう内容だったのでしょうか。それと、もう1点、パブリック・コメントは0件ということらしいのですが、今住んでおられる方はいるのでしょうか。そういう方に直接意見を聞くというようなことはないのでしょうか。

【栃木県】

移転補償費につきましては、2つ目の御質問にもございました入居者がございます。現在何棟もある建物それぞれに住んでいる状況でございます。解体を順次行っていくところでございまして、最初に建設予定とする部分の住棟の入居者を一旦出します。そのときに引越し代を含めて移転補償として移転補償費を計上しているところでございます。

パブリック・コメントにつきましては、入居者は現在304戸中の151戸、約50%が入居中でございます。こちらの方々への説明でございますが、パブリック・コメントは一般的な県民に対して意見を広く募っているところでございまして、入居者につきましては、移転補償に関しまして今後、入居者説明会をやっていく予定でございます。

【栃木県】

追加の補足説明ですが、入居者に関しましては、平成29年に1度住み替えの意向調査をとりまして、8割の方が住み替えたい、要するに新しく建替わった家に住みたいという意向を確認しておりますので、地元入居者に関しましては古くなった県営住宅を今後建替えていきますよという県の考えは、ある程度意向調査によって反映されています。

なお、具体的な事業に関しましては、先ほど小又総括の方で申し上げましたとおり、説明会という形できちんと丁寧にやっていく予定でございます。

イ) 県営西川田住宅

【栃木県】

住宅事業の自己評価書（資料2-2）により説明。

以下、質疑応答等

【委員】

今回、棟数が5棟から3棟に減ることになりますよね。そのとき用地の空き地ができてしまうかもしれませんが、それは駐車場などで利用するようになるのでしょうか。

【栃木県】

現在、西川田住宅におきましては、敷地が元々広くないのですが、そこに5棟がひしめき合っている感じでございます。建築基準法上はクリアしているところでございますが。今度高層化することによって駐車場の用地を生み出すということでございます。

また、構内の小さなポケットパークみたいなものも整備していくということで、高層化することによってその用地を生み出すことを目標としております。

【委員】

わかりました。駐車場を拡大する、または、緑地を改善するまたは拡大するという理解でよろしいですね。

【栃木県】

はい。

【栃木県】

補足です。先ほどの若草は駐車場がないので駐車場整備。今回の西川田の駐車場は戸数分があり、今回もそれと同数の駐車場を整備するのですが、駐車スペースは昔なのでちょっと狭かったものを標準タイプにするのと併せて、見ているとおり緑で塗ってありますが、高層化することによって空いているスペースをとって環境を良くしようというところが主でございます。いずれにしても、4階建てから6階建てに高層化を図ることで3棟に集約するという形でございます。

【委員】

わかりました。ありがとうございます。

【委員】

西川田の方も半分ぐらい入居しているということなのですか。まずその数字から教えてください。

【栃木県】

先ほどの若草の方は151戸で約半分。西川田の方はそれより多くて、160戸のうち91戸、57%ぐらい入っております。ですので、移転をうまくしながら順次建替えていくという形です。ですので、最初に壊す建物は南側に2棟あるのですが、そちらを近接の県営住宅に1度引越ししていただいて壊す。壊したところに1棟目を高層化して、そこに戻ってもらう。次の工区は、新しく建てたところが高層化で余っていますので、最初にそこに移転してもらって次の3棟目、4棟目を壊していくということで、そこからは敷地内で移転計画に基づいて建替えを進めていくという内容になっています。先ほど言った若草も同じ考えでございます。

【委員】

わかりました。ありがとうございます。

【委員長】

そのほかいかがでしょうか。

それでは私から。両方とも写真を見せていただくと築約60年ということで、写真から見てもかなり古い建物だということがすぐわかります。お住まいになっている方もおられるということなのかもしれませんが、築約60年ということで、素人考えですが、もう少し早くこういう事業計画がなされてもいいのかなという感じを受けたのですが、やはり県営住宅ということでできるだけ長く使わなければいけないということなのか。大体50年とか60年ぐらいたたないと新しいものに建替えとはならないものなののでしょうか。その辺御説明をお願いしたいと思います。

【栃木県】

県営住宅、特に鉄筋コンクリート造のいわゆる耐用年数は70年という形になっております。ただ、70年使えるかという、定期的に改修工事なり大規

模改修なりを入れないとできませんので、県としては、長寿命化計画に基づいてこれを計画的に修繕しながら、70年とまでは言いませんができるだけ長く使っていこうという考えでございます。

ただ、今回のものは昭和30年代の建物という形でございます。基準が古いものでつくられているので、先ほど申し上げましたとおり、環境を良くするために、機能向上を図るために今回建替えるということでございます。

今後、長寿命化計画で長く使っていきながらも、古くなった住宅は、例えば昭和40年代当初に建てたものもまだまだありますので、それは計画的に建替え計画を立てながらやっていこうという考えでございます。

なお、今回の建替え前には、3年前になります。小山の方の扶桑住宅で3棟建替えたものもございますので、このような形で計画的に建替えを進めたいと考えているところでございます。

【委員長】

どうもありがとうございました。

ウ) 一般国道293号 楡木バイパスⅡ期工区

【栃木県】

道路事業の自己評価書（資料3-1）により説明。

以下、質疑応答等

【委員】

私は余り道路の計画は詳しくないのですが、暫定2車線整備、説明されたかもしれませんが、これは将来的には4車線になるというふうに理解したのですが、どういう状況になったら暫定ではなくなるのかというのが1点。

もう1点は、事業コストの縮減については、新工法の採用や再生材の利用等について御説明されていますが、これは入札の図書で県の方からこういう条件をつけることになるのでしょうか、それとも何か別の方法でしょうか。

【栃木県】

暫定2車線でございますが、ちょっと説明が足らなかったところがございまして、概要図の下に標準横断図を書かせていただきましたので御覧いた

だければと思います。暫定2車線区間につきましては下側の図面になってございます。車道の部分が2車線ということで、右側に車の絵が描かれています。左側については将来2車線ということで、整備につきましては、当面の間はまずネットワーク化を優先化ということで片側に寄せた形で2車線の供用を図るということでございます。

今後の4車線化ですが、交通の推移や、特に西側の西部都市連絡幹線につきましてはネットワーク化を急ぐということで、いろいろな幹線道路を暫定2車線で整備しているところがございます。特に鹿沼の方でいきますと、鹿沼南バイパスや、もしくはその先の栃木区間についても金崎バイパス、さらに栃木の方に行きますと合戦場工区は暫定2車線で整備しております。こういった関係する道路の進捗状況に合わせたり交通量の状況を見ながら、優先順位をつけて4車線化を図っていきたいと考えてございます。

コスト縮減の話でございますが、橋梁や東北道の下をくぐる函渠ですが、詳細な設計についてはこれからということになりますので、設計の段階で新工法等を採用しながらできるだけコスト縮減に努めていきたいということで、これからの設計に反映していくということで御理解いただければと思います。

【委員】

ありがとうございます。最初の御説明ですが、これはやはり将来需要とかほかのネットワークとの関連で片側の2車線を使うようにするというので、それまでは使わないという考え方でしょうか。建設しておくということで、しばらくは使わないという理解でよろしいのでしょうか。

【栃木県】

暫定2車線の区間につきましては、用地は完成4車線で買わせていただきまして、道路工事をしないという形になります。

【委員】

例えば将来需要が増えたらそこを舗装して使えるようにするという考え方でよろしいでしょうか。

【栃木県】

そのとおりでございます。

【委員】

ありがとうございました。

【委員】

もしわかったら教えていただきたいのですが、冒頭、今の国道 293 号は交通量が多いと聞いたのですが、これがバイパスの方にどのくらい交通量が流れていくのか。

それから、多分流れてくる量を踏まえて、時間の短縮は1台当たりどれくらいなのかという掛け算をして効果額を出していると思いますが、そこら辺、交通量がどれくらいバイパスの方にシフトするのか、そして効果の算定の仕方はどのように出したのか、概要で結構ですので教えていただければと思います。

【栃木県】

交通量推移というか変化でございますが、現在国道 293 号の現道につきましては、13,900 台ぐらいの交通量に乗っております。

2車線の道路につきましては9,000～12,000 台ぐらいが一般的なのですが、ここは13,900 台ということで、普通の容量の2割増しぐらいの交通量に乗っている計画でございます。

今回楡木バイパスの II 期工区が完成したときでございますが、こちらの3,900 台ぐらいが楡木バイパスの方に移っていくということです。ただ、楡木バイパスにつきましては、単純に 293 号からの転換ではなくてその周辺道路からも当然転換してまいりますので、結果として楡木バイパスの方には、先ほど言った2車線区間と言われている区間ですと9,000 台、南側区間でいきますと14,000 台ぐらいがこちらに転換されてくると試算してございます。

それとB/Cの算出でございますが、こうした中、楡木バイパスの方に転換してくるのは単純に国道 293 号だけではなくてその周辺道路からも影響があるということで、当然バイパスを整備することによる影響が他の路線にも行き渡るということで、単純に 293 号のスピードが上がっただけではなくて、その周辺道路の交通量についても変化があるということで、そこも含めて交通推計を測った上で、旅行速度がどのくらい上がったのか、その影響を受ける交通量が何台ぐらいあるのかをおのおの算出した上で、それを合算したもの

が効果という形になりますので、どちらかというと線的なものよりは面的な形で便益を算出させていたという形でございます。

【委員】

わかりました。ありがとうございます。

【委員】

パブリック・コメントということですが、本日は鹿沼市で、私が在住しているところのものを最初からやっていただいているので非常にわかりやすいのですが、パブリック・コメントが0というのは、今場所を見ると、ここに置いたのでは誰も見に行かないし、多分意見は出さないんじゃないかなという場所ばかりなんですね。パブリック・コメントのとり方とかそういったことも、例えば住民からの要望をある程度いれていただいているということならば、とり方とかもちょっと考えていただきたいなと思ったのですね。

私たちが道路を普段使うときに、新しいナビを入れてそこに速く行ければ、ここに道路があったのかという形で使うと思うのです。ただ私はここに出させていただいたので、結構、鹿沼市はここに道路をつくり始めたなということもわかるのですが、こういうところに来ていないということになるとほとんどわからない。新しくナビに入ると、ああここに道路があるなということを使うことがあるので、例えばパブリック・コメントみたいなものは、もうちょっと皆さんの行きやすい、わかりやすいところでとか、とるのもどうやってとっているとか、例えばそういう方向みたいなものも市民に知らせていただけるといいのかなと。

そうすると、普段私たちがいろいろなところでボランティアしているグループがあると、ここはこうした方がいいよねということが多分出てくと思いますが、これに対するパブリック・コメントは、流れちゃって気づかないうちに0となっているのかなと思いました。パブリック・コメントの場所が、大体ほとんど行かない場所ばかりなので、その辺をちょっと考えていただきたいと思いました。よろしくお願いします。

【委員長】

パブリック・コメントについてよろしく申し上げます。

【栃木県】

パブリック・コメントにつきましては、事務処理要領に定めた形でやらせていただいております。ただ、委員の先生からありますように、広報が足りなかったという御指摘も真摯に受け止めさせていただいて、できることをしっかりやっていきたいと思っております。

それと、道路事業のPRというか、どういう事業をやっているとか、こういう形で供用しているのがわかると非常にありがたいという話がありましたので、県としても供用が間近になった道路などについて、開通宣言とかいろいろな形で広報させていただいているところでございます。今後もそういったものをなるべく活用しながら広報に努めていきたいと思っておりますので、御了解いただければと思っております。

【委員】

ありがとうございます。実際、私自体もいろんなところでボランティアをずっと20～30年続けてやっています。そうすると、何かを答申したいときに、そこにちょっと行ってみんなとお話ししたりすれば浸透するのかなという思いがあったりしたので今お聞きしたのですが、やっぱり市内のことは自分たち住民がしっかり考えていかなくちゃいけないというのが、普段私たちが考えていることなので、ここに来てあんまり難しいことがたくさんあって工事費とかそういったことについての意見は言えないのですが、せめてパブリック・コメントのやり方とか、皆さんと一緒に考えていくといういき方はしたいなと思ったものですから。ありがとうございました。

県土整備部所管事業の再評価について（審議案件）

ア) 一般国道119号 宇都宮環状北道路

【栃木県】

道路事業の再評価概要書（資料4-1）により説明。

以下、質疑応答等

【委員】

特になし

イ) 一般国道408号 真岡南バイパス

【栃木県】

道路事業の再評価概要書（資料4-2）により説明。

以下、質疑応答等

【委員】

今回の再評価に関しては4車線化及び立体交差化に伴う変更がメインですよ。

【栃木県】

はい。

【委員】

それで聞きたいのですが、今年度までは2車線で平面というプランの中で、なぜ今まで進捗が60%しか進めてこなかったのかちょっと疑問に思っております。4車線・立体交差をやった方がいいという社会的な情勢をにらみながら事業を進めた結果、まだ60%しかこれまで進めてこなかったという理解でいいのですか。

【栃木県】

62%というのは、4車線化・立体化を含めた上での進捗率なので62%になっておりますが、暫定2車線での供用まで、これまでの87億円に対しては、今年度末で100%という形になります。

【委員】

すみません、私の勘違いでした。では140億円に対しての62%なのですね。

【栃木県】

はい。

【委員】

わかりました。

【委員長】

今の御説明にもあったようですが、当初は暫定2車線ということで平成2年度までの計画だったということなんですよ。最初から4車線化、立体交差を見通しての計画だったわけではないわけですよ。

【栃木県】

計画につきましては、この部分につきましては都市計画決定をしまして、当初から4車線で、真岡I.C南交差点については立体という計画で持っておりました。ただ、整備に当たりましては、ネットワークを早期に図ろうということを目指して整備を進めておまして、暫定2車線、交差点については暫定平面という形で事業評価をとった上で事業化してきたということでございます。

【委員長】

そうしますと、当初から計画は2段階で進める御予定だったということですか。

【栃木県】

はい。地域高規格道路の4車線のバイパスというのは、非常に期間がかかったり、経費的にも非常に大きな金額がかかるものですから、段階ごとに評価をしていただいた上で先に進むという形で進めておまして、当初は暫定2車線でやらせていただきましたし、今回は4車線化ということで改めて評価していただいた上で先に進むという形をとっていきたいと考えております。

【委員長】

わかりました。どうもありがとうございました。

【委員】

1点教えてください。自分だけわかっていないのですが、1ページ目の「事業の投資効果」の(1)と(2)で、事業全体と残事業でB/Cの数字が1.9と3.2です。同じ事業なのですが、なぜ投資効果が変わってしまうのか教えてもらいたい。

この残事業の総費用46億円というのは、新たに増額する先ほど言った87億円プラス53億円とは、これは46億なのでちょっと違うなと思っていたのですが、53億円と残事業46億円の違いを教えていただけると大変助かります。

【栃木県】

全体事業費におけるB/Cと残事業費におけるB/Cの違いでございますが、まさに全体事業につきましては、真岡南バイパスが全くない場合と、全体

の場合は4車線化・立体が図れたものを比べたときにどのような効果があったのかを比べたものになります。残事業費のB/Cにつきましては、今回、暫定2車線で平面交差点というところから、4車線で立体交差になったというものを比較して、どういう効果があったのかというものを残事業として算出させていただいているので、比較のタームがちょっと違ってくる。全くないところから4車線・立体化をするのか、現時点の令和2年度末ということで暫定2車線供用した後ですが、令和2年度と完成形の間での効果というものを、全体と残事業費ということで評価させていただいています。

それと、総事業費の53億が46億ということですが、こちらも費用算出のマニュアルによってしまうところはあるのですが、現在価値化ということになりますので、将来の投資を現在価値に戻すということで、年間4%の割引率で割らせていただいておりますので、結果的に低く数字が出てきてしまっているということでございます。

【委員】

わかりました。ありがとうございます。

【委員】

B/Cの御説明ですが、事業全体の方は用地代が入っているので、その分コストがどうしても増えるので数字が悪くなるということじゃないでしょうか。

【栃木県】

そのとおりです。既に投資している部分がございますので、結果として工事だけということになりますので、効果的には高く出る傾向があります。

【委員】

ありがとうございます。

意見のとりまとめ

【委員長】

それでは、意見のとりまとめを行いたいと思います。

まず、事前評価の審議案件であります住宅事業の「県営若草住宅」と「県営西川田住宅」、それから道路事業の「一般国道293号 楡木バイパスII期工区」について、県の対応方針（案）に対する御意見がございましたらお願いいたし

ます。

(「意見なし」)

では、御意見はないようですので、委員会としての意見の取りまとめを行いたいと思いますが、県の方針どおり、対応方針（案）のとおりに事業を実施することが妥当であるということによろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

続きまして、再評価の審議案件であります道路事業の「一般国道 119 号 宇都宮環状北道路」と、「一般国道 408 号 真岡南バイパス」について、県の対応方針（案）に対する御意見がございましたらお願いいたします。

(「意見なし」)

では、御意見はないようですので、委員会としての意見の取りまとめを行いたいと思いますが、県の方針どおり、対応方針（案）のとおりに事業を継続することが妥当であるということによろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【委員長】

それでは、ただいまの内容を委員会の意見として栃木県知事に御報告いたします。

以 上